

日本ローマ法研究会第6回大会参加記

川島 翔

2023年3月13日、14日に日本ローマ法研究会第6回大会が開催された。今年是对面とオンライン（Zoom）の併用ハイブリッド方式で開催され、2019年の第2回大会以来ようやく対面開催が再開されたことになる。対面では10名が、オンラインでは常時20名程度が参加する盛会ぶりだった。2日にわたって計11の報告が行われたが、以下では充実した各報告と質疑応答の内容についてレポートしたい。

第1報告：松本和洋「13世紀中期イングランドにおける訴訟進行：『ブラクトン』における令状・抗弁・反抗弁への注目」

訴答は令状・訴訟方式と並んで、イングランド法における訴訟手続の最大の特徴の一つである。ここで行われる当事者双方の弁論を通じた攻撃防御の応酬は、続く事実審理の対象となる争点を決定するという重要な機能を果たす。ゆえに、訴答術の学習は法廷弁護士養成の要とされ、エドワード1世期には訴答先例集たるイヤーブックスが作成されるようになった。本報告は、コモン・ロー成立期の『ブラクトン』（13世紀半ば）が訴答先例集の成立過程においていかに位置づけられるか、そして抗弁から訴答への転換がいかに生じたかという問題関心から、同書における抗弁（*exceptio*）および反抗弁（*replicatio*）の叙述を検討する。『ブラクトン』の「相続不動産占有回復訴訟」内の「多数の様々な事件について（*De pluribus diversis casibus*）」と題する箇所から3事例を検討した結果、「一旦の整理」

として、抗弁・反抗弁の連なりにおいて当事者は前段階での主張内容から逸脱できない点に抗弁と訴答の類似が見出されること、令状の選択がその後の訴訟進行を左右する点に令状の重要性が看取されることが確認された。

質疑応答では、ローマ・カノン法訴訟における措問手続 (positio) との類似性が指摘され、この点に関してカノン法の影響の有無について質問がなされ、『ブラクトン』後のエドワード 1 世期に俗人法曹化が生じ、一般的に影響度合いは薄まるとの回答があった。その他、争点整理段階における否認の位置づけや、紹介事例に則して事実関係に関する質疑が行われた。

第2 報告：水野浩二「予防法学文献と中近世法学：ブレードローデ『注意集』(1590 年)について」

本報告は 15・16 世紀の予防法学文献を取り上げ、立法や学説を中心に把握されがちな中近世の法学像に新たな視角から光を当てる。予防法学文献は個別論点についての注意 (cautela) のみを収集した文献類型を指し、1459 年頃のバルトロメウス・カエポラによる『注意集』がその最初期の文献として位置づけられる。その後、予防法学文献はカエポラの著作に依拠しつつ執筆・編纂され、1590 年のピーター・コルネリウス・ヴァン・ブレードローデによる『注意集』をもって体系化・総括が行われることになる。予防法学文献に対しては、相手方を出し抜き自分の有利に法を悪用することを勧める非道徳的な戦術の指南であるとの否定的評価が伝統的になされてきたところ、注意の具体例を通じて見えてくるのはそれとは異なる像である。たしかに、注意にはいわば奸計を推奨していると言わざるをえないものも存在するが、しかし他方で相手方の悪用に対し

て備えるための、いわば正当防衛の手段と明記されている注意や、一つの事例について当事者双方に対して相反する内容を指南する注意も多数見られる。すなわち、予防法学文献が特定の立場の利益を擁護するものではなく様々な立場の読者を広く想定していると考えられるという。ゆえに報告者は伝統的な評価や、不適切な注意と適切な注意を区別できるとの見方に対して疑問を呈する。そして、予防法学文献に採録される注意やその目的の実現のための定型的なテクニックは多くの場合バルトルスやバルドゥスをはじめとする著名な法学者らに遡ることができること、法源や学説にそぐわない手段を一つの書物にまとめた予防法学文献が人口に膾炙し一定の影響力を持っていたことから、報告者は注意の形を採った戦術の指南それ自体が中近世法学の重要な一側面であること指摘し、この側面も西洋法文化・西洋社会の「法化」を理解するための重要な要素であると強調する。

質疑応答では、現在で言うところの法曹倫理規定に関する興味深い議論が交わされた。相手方を出し抜く戦術を採る弁護活動に対する規制はなかったのかとの質問に対して、中世学識法ではローマの後古典期の法源を素材に法曹倫理がかなり綿密に議論された一方、實際上それがどこまで機能していたかについては疑問であるとの回答があった。また、報告内で紹介された人文主義者によるカエポラ批判と関連して、法律家内部からの批判がある種の職業倫理の形成に寄与した点が指摘された。

第3報告：田中実「Negotiator をめぐるヨハン・アウグスト・エルネスティ（1707-1781）」

報告者は「非法律文献からの知識も駆使して専門的な用語や表現

の正しい意味を把握しその背後にある現実を浮き彫りにするという手法¹を用いた人文主義者の活動に関心を寄せてきたが、本報告では *negotiator* という語をめぐる人文主義者・文献学者の歴史的探求が紹介される。羅和辞典では単に「商人」と示される *negotiator* であるが、16世紀の人文主義者は *negotiator* が漠然と商人を意味するのではなく、地理的にも活動内容上も限定された特殊な単語であることを明らかにしていた。すなわち、カルロ・シゴニオおよびフランソワ・オトマンは *mercator* と *negotiator* とを区別し、前者が本拠と自己の財産の住所をローマに有しているのに対し後者がそれを属州に定めた者と説明し、*negotiator* の属州定住の属性を明らかにしつつ、*negotiator* が高利貸しや銀行家と関わる金融業務に従事したことをつまびらかにしていた。本報告の主役たるヨハン・アウグスト・エルネスティは、聖書文献学、古典学、通俗哲学等の領域で業績があり多面的な顔を持つ人物であるが、1737年の「ローマの *negotiatores* について」においてラテン文学黄金期の著作を包括的かつ詳細に調査し、上記の *negotiator* と *mercator* の区別からさらに進んで、歴史的なパースペクティブを踏まえて *negotiator* の実態に迫っていたことが明らかにされた。

質疑応答での議論を通じて、それ以前の時代と比較した場合の近世の人文主義者・文献学者のアプローチ、すなわち共和政・帝政初期等の各時期を分け、シゴニオの著作 *De antiquo jure Romanorum, Italiae, provinciarum* に象徴されるようにローマ人、イタリア、属州

¹ 田中実「カルロ・シゴニオ『民事裁判について』覚書：一六世紀人文主義者によるローマ民事裁判素描」『法政研究』70号（2004年）425頁。

の法・権利を分けるというパースペクティブを用いた考察手法は、中世人にはない発想で高く評価できる点であることが強調され、そうした意識の下に編纂された辞典・事典類の有用性が確認された。

第4報告：清水悠「娼婦に対して交付されるものは返還請求され得ない」という法理」

本報告は日本民法の不法原因給付への関心を背景に、それに通底する表題の法理を含む D. 12, 5, 4, 3 のウルピアヌス法文を主な検討対象とし、併せて娼婦に対する相反する態度(規制的・容認的態度)を示す関連法文を検証することで、ローマ社会の娼婦への対応を解明しようとする意欲的な試みである。ウルピアヌス法文は D. 12, 5 「卑しいかまたは不正な原因による不当利得返還請求訴権について」の章に配置され、娼婦に対して客が交付した金品は不当利得返還請求できない旨述べる。その理由付けとしてウルピアヌスは、「新しい理由 (nova ratio) 」として、不道德が交付者・受領者双方に存するのではなく交付者にのみ存し、娼婦は不道德なことに従事しているが、たとえ娼婦であっても受領行為は不道德ではないからと説明する。報告者はこの背景に、売春が不道德なものであるという「建前」と経済的利潤という「本音」の葛藤を見出す。すなわち、娼婦が所与のものとして存在しその所得に対する課税が行われていたローマにおいて、税収自体を不道德なものとしなない理論が要求された。そこで、ウルピアヌスは公序良俗を考慮して娼婦の存在を不道德とみなしつつも、「新しい理由」により税収確保の観点から娼婦の所得に対する課税を正当化したと考察が加えられる。

質疑応答では「新しい理由」の解釈が大きな議論となった。前の法文からの繋がりを踏まえ、第1～3項では不道德が存する主体(交

付者・受領者双方、受領者のみ、交付者のみ)に応じて請求の可否が判断されているため、その主体が替わる点で「新しい」と解しうるとの指摘があった。また、この箇所をウルピアヌスではなくラベオーとマルケッルス的主張内容と把握しうること、*novus* を否定的の意味合い(珍奇)で解する余地などにつき活発な議論が行われた。

第5報告:石川真人「質物の変動:2007年12月12日と12月19日の *Bürge* ゼミ」

報告者はこれまで本研究会での一連の報告で、*Bürge* ゼミでの実例を紹介しつつ、学説彙纂の諸法文に対するエクセゲーゼを行ってきた²。本報告もその一環であり、報告者の伝によれば *Bürge* 先生が *schöne Stelle* と評した、質物の変動を扱う D. 20, 1, 34 pr. (*Scaev.* 27 dig.) および D. 20, 1, 29, 2 (*Paul.* 5 resp.) が検討される。スカエウォラ法文に関して報告者は、関連する3法文(D. 20, 1, 15, 1; D. 20, 1, 29 pr.; D. 6, 2, 9, 4)と各翻訳を検討しつつ、債務者が債権者のために店(*taberna*)を質入れし、その後債務者が商品を売却し別の商品を店に搬入したところ、債務者の死亡後に同店で商売を継続している相続人に対し店の中の商品について債権者が抵当訴権を行使した事実と解する。そして店が質入れされた場合、店の中にある商品も抵当訴権の対象となり、質権設定後に商品が変動した場合、債務者の死亡時に店の中にあったものが対象として、変動後の商品も抵当

² その一部は石川真人「ローマ法文読解(*Digestenexegese*)の意義:2007年10月31日の *Bürge* ゼミ」『久留米大学法学』78巻(2018年)100-87頁、同「占有は事実か法か:2007年10月24日の *Bürge* ゼミ」『ローマ法雑誌』創刊号(2020年)1-25頁に活字化されている。

訴権の対象となると結論づける。またパウルス法文について報告者は、同様に関連法文（D. 20, 1, 16, 2; D. 20, 1, 35; D. 20, 6, 8 pr.; D. 39, 2, 44, 1）と各翻訳を検討しつつ、質物滅失にもかかわらず質の効果が生ずるとされている理由を、質入れの対象が家だけでなく土地も含むためだと考察する。すなわち本法文は、債務者が土地とそこに建つ家を質入れし、次いで家焼失後に土地購入者が家を建てた場合に、債権者が質権に基づき購入者に土地と家の引渡を請求した事案と理解する。そこで購入者の建てた家に質権の効力が及ぶかが問題となる。質権の効果により及ぶが、購入者が善意の占有者であるときは、家の建築によって質物たる土地の価値が上昇した分を限度として、債権者は建築者に建築費用を支払うことを要するとの結論を導く。

質疑応答では、債権者が費用を償還することなく買主に質物返還を請求できるとし、パウルス法文と矛盾すると見られるアフリカヌス法文（D. 39, 2, 44, 1）の理解について議論が交わされ、標準註釈が示す矛盾解決方法の解釈（pretium ゆえの抗弁と impensa ゆえの抗弁との区別）について指摘があった。

第6報告：西村重雄「質提供による質価額限度での追認：Ulp. 29 ed.

D. 14, 6, 7, 16-9 pr—「追認意思」再検討」

法定追認の要件や性質（取消権の認識の要否、反証の可否）をめぐっては日独仏の判例学説で立場が分かるところ、報告者はローマ法に遡り追認・取消の事例を検討する。まず、パウルスの意見集（PS 1, 9, 3）に基づき一定の行為（債務承認、債務一部弁済、更改、担保提供等）や沈黙での黙認があれば瑕疵ある（無効または原状回復の対象となる）法律行為の追認が認められるという原則が示され、

例外として錯誤があれば追認行為が無効となることが確認される。本報告の主要な検討法文 D. 14, 6, 7, 16 および D. 14, 6, 9 pr. の両ウルピアヌス法文は、D. 14, 6 「マケドー元老院議決について」の章に収められたもので、家子に対し金銭消費貸借を禁じたマケドー元老院議決およびそれに違反した金銭消費貸借債権から家子を保護するマケドー元老院議決の抗弁と関係する。D. 14, 6, 7, 15 では家長が家子の受け取った借財を弁済し始めた場合、追認したものとして元老院議決の適用はないとし、家長自身による追認事例を示す。続く D. 14, 6, 7, 16 は、自権者となった者がその債務の一部を弁済した場合、元老院議決の適用はなく、支払ったものの取戻しも不可能とする。しかし、D. 14, 6, 8 のパウルス法文は保佐人が知らずに支払ったものは取り戻されるべきとして、不知の場合には元老院議決が適用されるものとする。そして D. 14, 6, 9 pr. では、自権者となった者が質を提供した場合、「質価額限度で」元老院議決抗弁が拒絶されるべき旨述べられる。この点、なぜ全額ではなく質価額限度で追認したことになるのかが問題となるが、報告者は一部か否かについての債権者債務者間の認識が異なる可能性、そして弁済・担保提供が一方的な行為ではないことを踏まえ、債権者が一部弁済と明示して支払えば一部弁済に当たるが (D. 14, 6, 7, 16)、債務者が一部弁済の確認なしに受領すれば全額弁済または「質価額限度」と主張されうる (D. 14, 6, 9 pr.) との理解を提示する。

質疑応答を通じて、マケドー元老院議決に関する法文には追認関係の議論が集中し、そこで抽象化された一般理論が同元老院議決廃止後も法的思考パターンとして残り他の箇所でも使われるようになるとの興味深い説明があった。

第7報告：佐々木健「Dig.39.2.9.1 (Ulpianus 53 ad ed.)とローマの洪水について」

報告者は古代ローマの特示命令制度に由来する占有訴権と、現行日本民法における明文なき物権的請求権としての返還請求および妨害排除請求との関連に関心を寄せ、その結節点としての妨害排除に注目する³。本報告では「洪水の町」ローマで生じた河川氾濫に伴う後始末をめぐる法的紛争の処理を伝える法文の検討を通じて、ローマ人が差止や妨害排除をいかに理解し、そしてそれが物権的請求権という性格づけに相応しいものなのかが考察される。主要な検討対象となる D. 39, 2, 9, 1 のウルピアヌス法文では、河川氾濫により流下物が生じた場合、法務官により特示命令が発せられ、流下物所有者が未発生損害担保問答契約を結ぶ限りで、同人の流下物除去を妨げる暴力が禁止され、翻って流下物所有者には流下物を取り戻す自力救済が認められる。報告者は前後の法文の文脈を検討し、所有者ゆえに担保なしに保護されるという立場が採られず未発生損害の担保が保護の前提となることを踏まえ、本法文での手続を、担保提供拒絶時に移行する占有付与手続の前段階の除去・妨害排除の手続と位置づける。そして、洪水に伴う流下・残置物は附合前に処理すべき喫緊の課題であり、かつ除去行為による特示命令の申請期間が原則1年であることを考慮し、ここに提示訴権（本権訴訟）にはない保全的・差止的思考を見出すことができるといい、これを物権的請求と呼べるかは疑問との立場を採る。また、残留地保有者は流下物所有者が任意に担保を提供した場合にのみ保護される地位に

³ 佐々木健「ローマ法の参照例：占有訴権と明文なき物権的請求権」『法律時報』92巻4号（2020年）36-41頁。

あるのであって、流下物所有者は仮処分似たものとして特示命令を申請したと評価するのが妥当と結論づける。

主な質疑応答では、流下物所有者による所有物取戻訴訟との関係が話題となり、所有者ゆえに所有権の行使として物を取り戻す状況に少なくとも本事案においては至らないとの報告者の見方が示され、そのような現代的発想を当時のローマに読み込むことの是非が論じられた。

第8報告：川島翔「ルートヴィヒ4世の命令書「フィデム・カトリカム」における破門論」

本報告は本参加記者自身によるものである。報告者は中世カノン法における譴責手段の理論的發展と実践に関心に向け、破門制裁の司法手続化とその濫用に対する批判を背景に発達した、破門判決に瑕疵がある場合の不服申立手段に注目する。本報告では、14世紀前半に教皇と激しく対立したルートヴィヒ4世が1338年に発した命令書「フィデム・カトリカム」の第三鑑定部を素材に、そこで展開される破門判決の無効についての理論が、教皇の立法政策およびカノン法学の議論と照らしながら検討される。この命令書ではルートヴィヒに対して行われた破門判決が無効であることが、各種カノン法源（標準註釈やホスティエンシスの著作を含む）を援用しつつ論じられるが、教皇の措置がカノン法によって委ねられた権限を越えること、教皇の判決または命令に明白な瑕疵（*error expressus*）があること、適法な上訴後に言い渡されたことが無効理由として挙げられている。他方カノン法の動向に目を向ければ、インノケンティウス3世の教皇令 *Per tuas* (X 5.39.40) では、判決が無効として上訴された場合には仮赦免（*absolutio ad cautelam*）が行われ、適法な

上訴後に判決が下された場合または判決に耐えがたい瑕疵 (error intolerabilis) が存する場合がそのケースに当たるとされる。さらに、インノケンティウス 4 世の改革により上訴人には仮赦免を行うことが原則とされ、ホスティエンシスやヨハネス・アンドレアエにより無効原因が拡大されていった。これらを踏まえ報告者は、ルートヴィヒの主張が教皇令によって規定されその後カノン法学において理論化されていった判決無効の議論と対応するものであることを確認し、ルートヴィヒの主張の背景に通常の赦免と仮赦免の手続的ハードルの相違を推測する。また、ルートヴィヒと教皇庁との交渉については、この種の政治的訴訟を考察する際には一定の限界があると留保しながらも、カノン法の法的枠組みで把握することが有用との見方を示す。

質疑応答では、本報告で取り上げられなかった別の鑑定部での議論内容・方法について質問が寄せられ、召喚や欠席判決の有効性について法学的な議論がなされていることが紹介された。また、行政的機構としての法的教会 (Rechtskirche) の形成と関連して、今日の行政処分 (取消判決・無効確認判決) との類似性についての指摘があった。

第9報告：五十君麻里子「～ius/lex～SIHDA 2024 へのご招待」

2024年9月23日から28日にわたり、いよいよ国際古代法史学会 (SIHDA) が日本で初めて開催される。なお、報告者は大会後、来日された SIHDA 事務局長 Gerken 教授との対話中、「過去最東 (the most eastern SIHDA ever)」との位置づけで合意されたそうである。本報告はそのプロモーションを兼ねたものであり、まず共通テーマ "ius/lex" について趣旨説明がなされた。包括的なテーマゆえ、

約1年後の申込み締切に向けて積極的に応募して欲しいとのことである。続いて報告者自らの国際コースにおける院生指導の経験から、ネパールの不法行為法とロシアの契約法を題材に、*ius* と *lex* の峻別が各国法制度の理解に資することが示される。JICA の法整備支援を受け2018年に施行されたネパール民法典の683条は、不法行為が法律により犯罪として扱われる場合、または賠償につき法律に別段の定めがある場合には、不法行為の規定が適用されない旨定める。この規定に基づき、独立の不法行為責任は成立せず刑法典を含む他の制定法が優先され、損害賠償額は必ずしも被害者の損害に対応しないことになる。この点、不法行為法の範囲は刑事責任や自動車損害賠償責任を定める制定法に応じて狭まると一般に理解されるが、報告者は不法行為法を *ius*、制定法を *lex* と位置づけ、両者を一般法と特別法の関係と捉えれば、ネパールの特殊な法制を理解することができるという。また、ロシアでは双務契約において一方債務に条件が付され、他方債務の履行開始後に条件不成就が確定した場合に双務契約の対称性が害されること、条件の成否が未定の場合に当事者が不安定な地位におかれることが問題視されるという。政府が制定法を定め条件を制限する方向性が特にロシア、中国では強く見られるのに対し、交渉能力の差を考慮し事例ごとに裁判所が判断するアメリカ、条件未確定の間は双務契約としての特則の適用はないとするドイツなど、条件の制限を通じた私的自治への対応は様々である。この点についても *ius/lex* を用いて、どちらに比重が置かれるかに応じグラデーションで整理する見方が示される。

質疑応答では、ネパール法の制度的前提（付帯私訴制度）に関する質問に対し、物理的な *access to justice* が問題となるため一回の訴

訟による解決への指向があるとの社会的背景が説明された。その他、JICAによる法整備支援の詳細、ius/lexの峻別におけるpublic policyやgovernmentの位置づけなどが議論された。

第10報告：林智良「希望（spes）の売買をめぐって：物（res）概念の外延」

ローマ法上売買の客体は契約成立時に現存することを必要とせず、希望の売買（emptio spei）または希望された物の売買（emptio rei speratae）が行われた。報告者はこのテーマ（特に前者）について、2023年8月にヘルシンキにて開催される国際古代法史学会（SIHDA）の共通テーマ「古代法の具象性と非具象性（Materiality and immateriality of ancient law）」を見据え、3つの法文を通じて検討を行う。D. 18, 1, 8のポンポニウス法文では、「運のようなものが買われる」とときには売却対象が現存せずとも売却が成立するとし、魚や鳥の捕獲、撒き祝儀（missilia）の入手を例示し、これの購入も「希望の購入」として成立するとする。そして、撒き祝儀の名目で入手したものが追奪された場合、すでに合意がなされたとみなされるために購入から債務関係は生じないとされる。D. 19, 1, 11, 18のウルピアヌス法文は、追奪担保責任を論じる文脈で、買主が物を実際に取得せずとも代金支払義務を負う場合があるとして、将来網で捕まえたものを漁師から買う場合、罾を仕掛けて追い込んだものを猟師から買う場合、一網分の獲物を鳥猟師から買う場合を挙げる。D. 19, 1, 12のケルスス法文では、買主が一投げ分の漁獲を購入したにもかかわらず売主たる猟師が網を投げることを欲しなかった場合、給付義務対象として不定額が査定されるべき旨述べられる。報告者はこれらの事案がローマ人がまだ具現化していない対象や将来の不

確実性に対応したかを示すものと捉え、保険法やデリバティブ契約へと通ずる将来的展望を示す。

質疑応答では撒き祝儀に関する質問が相次いだ。これがスエトニウス (SUET. Nero 11.2) に登場し国原訳では「土産券」と訳されること、Gai. D. 41, 1, 9, 7では投げ与えられたものは拾った者がただちに所有者となる旨述べられること、引換え券として用いられた細片 (tessera) が関係することなどが指摘された。また撒き祝儀追奪の具体的状況に関して、ホームランボールをめぐる観客同士の揉み合いのケースを扱うアメリカの判例の紹介があった。

第11 報告：篠森大輔「義務分補充訴権の形成をめぐって」

日本の遺留分制度は、2018年の改正により従来の遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権に改められるなど変動期を迎えている。報告者は比較法的検討の重要性を説き、その基礎的作業としてローマの義務分補充訴権に着目する。まず、原告が不倫遺言の訴えに勝訴した場合、その遺言は法上当然に無効となり、原告は義務分4分の1どころか相続財産全部を取得できることが確認される (D. 5, 2, 8, 16)。この不均衡な処理への対応から、義務分補充訴権が形成されていき、最終的にユスティニアヌス帝の時代に確立されるという (C. 3, 28, 30 pr.)。この点、通説は義務分補充訴権が古典期後に生成されたとの理解を採るが、報告者は同訴権の形成過程にあると目される法文の釈義を通じて通説を検証する。D. 5, 2, 25 pr.のウルピアヌス法文は、生前贈与によって受贈者が義務分4分の1を有するときは不倫遺言の訴えは行われえず、4分の1よりも少なく有するときは「良き人の裁量」により補充がなされる旨述べる。また、Paul. Sent. 4, 5, 7は、父親の遺言に基づいて息子が4分の1未満しか取得

しなかった場合、不倫遺言の訴えによらず、共同相続人に自らの義務分補充を求めることができるとする。報告者はこれらの法文に義務分補充訴権の類似の機能ないしその萌芽を見出すことができると結論し、義務分補充訴権の形成は伝統的な不倫遺言の訴えと遺言実務のせめぎ合いから生まれたと推測し、これを単なる卑属法ではなく力強い法形成と積極的に評価する。

質疑応答では文法処理と併せて、検討史料に見出される義務分補充について、原告自身が訴えを提起できるのか否か、オプションとしての不倫遺言との関係、その背景にある百人官法廷の位置づけなど、盛んな議論がなされた。



以上のように、多種多様な報告と活発な質疑応答が行われ、多くの学びがあった濃密な2日間であった。対面とオンラインの併用方式という難しい環境のなか、スムーズな運営を行ってくださった事務局の佐々木健先生ならびに関係の諸先生方に感謝申し上げたい。今回対面参加した筆者としては、休憩時間や食事の席での非公式の何気ない会話から様々なご教示をいただくことができ、移動負担の元は十分すぎるほど取れたと感じている。次回大会を楽しみに待ちたい。